

回覧板ですよ

令和5年5月11日(木) 時任町会 51-8429

一世帯1部です。各1部を、お取りください

- 1 会報162号 (時任町会)
- 2 赤十字の活動資金にご協力を (日本赤十字)
- 3 赤十字の資金寄付申込書 (封筒になっています) (日本赤十字)

回覧です。つぎの方をお願いします

- 1 第1回【ふれあい会食・時和会】合同見学会の案内 (在宅福祉委員会)

* 5月23日(火) 恵山町つつじ公園 ホテル恵風 (昼食入浴)

申込書が足りない場合は、町会にご一報ください。

- 2 五稜郭5月号 (本町交番)
- 3 日本赤十字社募金のお願い (時任町会)
- 4 日赤社資募集活動の手引き・赤十字は動いている (日本赤十字社)
- 5 ふれあい函館 (函館市社会福祉協議会)

☆ 資源回収 ☆ 6月は 3日(土)

新聞紙 ダンボール 牛乳パック アルミ缶 ペットボトルなど

令和5年5月吉日

第1回《ふれあい会食・時和会》合同見学会のご案内

時任町在宅福祉委員会
委員長 高橋 松 恵
時和会長 三浦 丈夫
☎・FAX 51-8429

草木も芽吹き始め春の暖かな日差しを感じる季節となりました。コロナ感染が早く治まる事を願って下記ご案内をいたします。今年度は、町会の回覧板にてお知らせいたしますので、申し込み用紙が足りませんでしたら、直接、お電話で町会へお申し込み下さい。

会費は当日、お支払い下さい。皆様のご参加をお待ちしております。

記

- ◆日時 5月 23日(火)
◆コース 8:40 時任町会館集合(大広間で出席を取ります)
9:00 町会館出発
10:00 恵山町~つつじ公園着
11:30頃 昼食と入浴~ホテル恵風
13:00頃 道の駅 なとわ えさん
志海苔神社 しだれ桜の見学
函館空港 トイレタイム・館内にて買い物等
16:30頃 時任町会館着の予定

◆会費 1500円 会費を添えて町会窓口へお申し込みください。

◆お申し込み締め切り 5月19日(金)厳守して下さい。

第1回 合同見学会 会費領収書

1500円 印

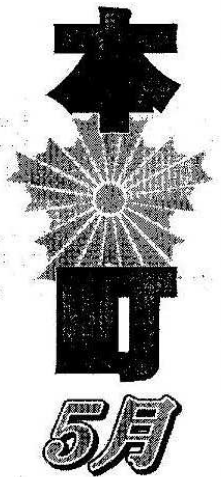
3000円 印

第1回 合同見学会 お申し込み書

◆住所 時任町 番 号 電話番号

①お名前

②お名前



春の全国交通安全運動
の実施

五月十一日～五月二十日までの
十日間で安全運動を集中的に実施
します！

☆注意ポイント☆

☆歩行者の安全の確保
こともを始めとした歩行中に
事故に遭っている割合が最も多い
ので、飛び出しなどに注意しまし
よう！

☆横断歩行者への思いやり
横断歩道は歩行者優先であ
り、飲酒運転はもつてのほか車
間距離を詰めたり、無理な幅寄
せは重大事故に繋がります！

のは。にま。
りです。しね。
通いで大抵う
段し目命選よ
普ブ駄→をし



函館中央署
0138-54-0110
作成者 松田

自転車に
乗るなら必ず
ヘルメット

悪質商法にご用心！

合言葉は、

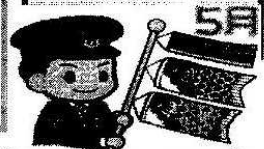
「悪質業者はう・そ・つ・き」

【う】うまい話を信用しない！

【そ】そうだんする！

【つ】つられて返事をしない！
すぐに契約しない！

【き】きっぱり！はっきり！
断る！



自転車の安全利用五則



- ① 基本は車道の左側を通行
 - ② 歩道は歩行者を優先して安全運転
 - ③ 夜間はライトを必ず点灯
 - ④ 飲酒運転は厳禁
 - ⑤ ヘルメットを着用
- 自転車とヘルメットはセットです！
令和五年四月一日から、全ての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務が課せられました。

ヒグマ注意報！

山菜採りにおける重要事項！

- 1 行き先を家族に告げる！
 - 2 一人で山に登らない！
 - 3 鈴や笛を忘れずに！
 - 4 山では目立つ色の服装を！
 - 5 落ち着いて行動しよう！
- これを守れば山菜採りマスターです！



回 覧

令和5年5月吉日

日本赤十字社募金のお願い

時任町会長 高橋 松恵

☎ 51-8429

新緑を眩しく感じる季節となりました。中々、新型コロナウイルスの終息が見えて来ない状況が続いておりますが、会員皆様にはご健勝のこととご拝察申し上げます。

今年度の「日本赤十字社」の募金活動が開催されるにあたり、当町会におきましても趣旨に賛同し活動に参加いたす事となりました。

皆様からお寄せ戴きました募金は、国内外赤十字社と連携し、災害援助当の支援に使われています。

また、各種の講習会活動を実施し、私たちの日常生活の安全と健康を守り、住みよい平和な社会を築きあげていくため、さまざまな人道支援事業の取り組みに使われています。

町民の皆様におかれましては、活動をご理解下さりご協力賜りますようお願いいたします。

尚、当町会は班長さんの集金業務の負担軽減の取り組みとして、個別訪問募金集めではなく、お配りいたします「募金袋」をご利用下さり、町会窓口までお届け下さいますようお願いいたします。

記

1. 募金機関 5月15日（月）～6月30日（金）まで
 （時任町会としての取り組み期間です）
2. 募金種類 500円以上は「社資」として積み立てられます。
 上記の金額以下は「寄付金」となり積み立てになりません。
3. 募金方法 この募金は任意ですので、ご賛同の方は「募金袋」をご利用下さり町会窓口までお届け下さい。
4. 転居・転入の時は「社資」を継続出来ますのでお申し出下さい。
5. 出資されてた方が亡くなったときは、配偶者を含む家族名義への変更は出来ませんので新規積み立てとなります。